### 介護保険

# 住名次修の手引き

## 記述這會

#### 1. 住宅改修の相談から施工、給付費支給までの流れ

介護保険で「要支援」「要介護」の認定を受けていて、担当のケアマネジャーがいる方は ケアマネジャーに住宅改修の相談をする。 「要支援」「要介護」の認定を受けていても、担当のケアマネジャーがいない場合や、介 護保険の認定を受けていない方は、地域包括支援センターに住宅改修の相談をする。 相談者、ケアマネジャー(地域包括支援センター)、施工業者(相談者が選定する) と相談し、住宅改修計画の検討・立案 参照 P. 3,4,5 【事前申請】に必要な書類を作成する。 参照 P. 7,8 【事前申請】のため、書類一式を紀北広域連合受付窓口に提出する。 参照 P. 6 【事前申請】の書類審査を介護保険係が行い、受理の決定を行う。 提出後、改修計画の内容に変更がある場 合には、すみやかに介護保険給付・保険 施工 ⇒ 完成 係(Tel: 0597-35-0888) へ連絡する。 <br/>
<br/ 【事後申請】に必要な書類一式を作成する。 参照 P. 11,12 【事後申請】のため、書類一式を紀北広域連合受付窓口に提出する。 参照 P. 10 介護保険給付・保険係は書類確認し、住宅改修費を支給する

#### 2. 給付要件

#### 以下のすべての条件に該当することが必要です。

(1) 尾鷲市・紀北町に住民票があり、現在その住宅に要介護者が居住している。

⇒入院中や転居前の工事を検討する場合は6ページをご覧下さい

(2) 改修を考えている住宅は、住民票がある住宅と同じである。

⇒転居後の住宅を改修する場合は、【事後申請】時には住民異動の届出が完了している 必要があります。

(3) 要介護者は介護保険の「要支援」「要介護」の認定を受けており、着工日の時点で 認定が有効である。(有効期間内である)

⇒認定申請中に工事を検討する場合は6ページをご覧下さい

(4) 改修は、自立した生活の支援や介護負担の軽減という目的で行うものである。

⇒老朽や故障などリフォーム目的の工事は対象ではありません。

(5) 改修前に、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センター職員に相談している。

⇒要介護者のケアプランに基づき住宅改修を行いますので、必ず相談が必要です。

(6) いずれの工事も、釘などで住宅に固定する。

#### 3. 住宅改修の支給対象工事

#### (1)手すりの取り付け

#### (2) 段差の解消

(具体例) 敷居を低くする、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ (対象外) 動力により床段差を解消する機器(昇降機・リフト等)の設置

#### (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の取り替え

(具体例) 居室…畳敷から板製床材、ビニール系床材への変更 浴室…床材の滑りにくい物への変更

#### (4) 引き戸等への扉の取り替え

(具体例) 扉全体の取り替え、戸車の設置、ドアノブの変更

#### (5)洋式便器等への便器の取り替え

(具体例) 和式便器から洋式便器への取り替え (対象外) 水洗化の工事、すでにある洋式便器への暖房便座・洗浄機能の付加

#### (6) その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(具体例) 手すりの取り付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う 給排水設備工事、床材の変更に伴う下地補修や根太の補強

○ 介護保険の対象外の工事をするとお金が支給されません。工事の内容が対象工事 かどうか判断がつかない場合は、紀北広域連合 介護保険給付・保険係にお問い 合わせください。

#### 4. 支給限度額

#### (1) 支給限度額

要支援・要介護状態区分にかかわらず20万円(保険給付は支給限度額のうちの9割~7割。つまり、最大で18万円~14万円)

#### (2) 支給限度額管理期間

基本的に1つの住宅につき20万円までです。ただし、1つの住宅に複数の要介護認定者が生活している場合は、1人に20万円までの支給を受けることができます。その際、同一工事内容の合算はできません。

また、最初に住宅改修費の支給を受けた改修の着工日と比較して、要介護状態区分が3段階以上あがった場合は、再度20万円まで支給を受けることが可能です。 (3段階リセット)

転居した場合も、改めて20万円の支給を受ける事が可能です。

#### (3)3段階リセットについての注意点

「要支援2」の区分は、要介護認定等基準時間が「要介護1」と同様の状態であり、住宅改修における介護の必要の程度をはかる目安としては、同じものと整理します。

したがって、要支援1が要介護2となった場合、要介護状態区分等は3段階上がるが、介護の必要度をはかる目安(段階)は2段階の上昇にとどまっており、支給限度額はリセットされないことになります。

介護の必要の 程度をはかる 目安(段階)	要介護状態区分等	
第六段階	要介護5	
第五段階	要介護4	
第四段階	要介護3	
第三段階	要介護2	
第二段階	要支援2 または 要介護1	
第一段階	要支援1	

#### 5. 事前実施(居住前や認定申請中の着工)について

#### (1) 居住前(入院、入所中、転居前)に着工したい場合

介護保険の住宅改修は居宅のサービスなので、入院(入所)中や転居前に利用することは出来ませんが、居住前にあらかじめ改修を行いたいという場合は、担当者にご相談ください。

#### 《注意》

- ケアマネジャーが付いて、本人と住宅の状態を確認し、計画書を書くことが出来るというのが必要条件です。
- 基本的には入院(入所)中の改修は介護保険の対象外です。支給申請は退院後 (退所後)居住してから行います。そのため、何らかの理由でその住宅に居住 しないことになった場合は、支給されません。
- 転居前に改修を行う場合は、【事後申請】までに住民異動の届出が完了している必要があります。

#### (2) 認定申請中に着工したい場合

支給要件の1つに『被保険者は介護保険の「要支援」「要介護」の認定を受けており、着工日の時点で認定が有効である』という要件があります。認定結果通知が届く前にあらかじめ改修を行いたいという場合は、担当者にその旨お伝えください。

#### 《注意》

- ケアマネジャーが付いて、本人と住宅の状態を確認し、計画書を書くことが出来るというのが必要条件です。
- 【事後申請】は認定結果通知が届き、「要支援」または「要介護」であることが確認できてから行います。そのため、認定結果が「非該当」となった場合は、 支給されません。

#### 6.【事前申請】窓口

- 〇 紀北広域連合
- 〇 尾鷲市役所福祉保健課
- 〇 紀北町役場福祉保健課
- 〇 紀北町役場海山総合支所福祉環境室
- ① 窓口への持参者(届出者)は、被保険者本人、家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、工務店のいずれでもよいです。
- ② 【事前申請】を紀北広域連合に直接持参する場合、書類に問題がなければ、その場で受理印を押します。
- ③ 【事前申請】の書類を、尾鷲市役所や紀北町役場に持参する場合、最終的な書類確認は紀北広域連合で行う為、紀北広域連合より問い合わせの連絡を持参者に入れる場合があります。

#### 7.【事前申請】に必要な書類について

必須な書類		
1	住宅改修費支給申請書	
2	住宅改修計画書(住宅改修が必要な理由書)	
3	工事費見積書	
4	図面	
5	施工前の写真	

	場合により必要な書類
1	「承世聿」

#### ★必須

- 「住宅改修計画書(住宅改修が必要な理由書)」
  - ・ 改修をおこなう箇所について、なぜその工事が必要なのかを記入します。
  - ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員が作成します。

#### 〇 工事費見積書

- 見積書や図面をもとに、工事内容を確認するので、詳しい内容が記載されているものを提出してください。
- 対象外の工事を同時に行う場合は、対象部分と対象外部分を分けて記載してください。
- 見積書の宛名は被保険者本人のフルネームとします。
- ・ 材料費と施工費が区別できる項目は「一式」とせず、別々に記載します。
- 手すり工事で長い部材を数本にカットして使う場合は、カットした本数、長さ を備考欄などに明記してください。

#### 〇 図面

・ 工事の内容がわかるように平面図や立面図などを提出してください。

#### ○ 施工前の写真(日付入り)

- 改修の施工前の状態が確認できる写真が必要です。
- デジカメの写真も可ですが、日付が写真の枠の中に入り込むようにしてください。
- ・黒板などに撮影日を書き一緒に写す場合は、現像した時読めるようはっきりと 書いてください。
- 写真は台紙に貼ってください。アルバムやバラでの提出は避けてください。

#### ★場合に応じて

○ 「承諾書」(改修を行う住宅の所有者が被保険者本人や同居の家族以外の場合)

- 改修を行った住宅の持ち主がその改修を許可しているか確認するための書類です。
- 所有者(賃貸人や別居の家族など)に必要事項を記入してもらい、添付します。
- 公的な住居の場合や、それぞれの模様替え申請等の承諾書(コピー可)を添付します。

#### ○ 「居住前(入院中又は転居前等)や認定申請中の取り扱い」

• 「居住前(入院中又は転居前等)や認定申請中の取り扱い」に記載されている 内容を被保険者や家族に十分説明した上で、記載してもらいます。

#### 〇 「受領委任払い」

- 利用者に実際の負担額のみを業者に支払っていただき、一時的に業者が残り金額を負担してもらう支払い方法です。後日広域連合より業者へと振込みが行われます。
- 申請には事前申請の段階で別途書類が必要になります。

#### 8. 工事の内容に変更が生じた場合

【事前申請】後の工事内容の変更は認めませんが、やむを得ず、工事内容を変更する 場合には次の手順に従って手続きを行ってください。

①【事前申請】後、工事の内容に変更が生じる事が分かった場合、**分かった時点です** ぐに紀北広域連合に電話を入れます。(工事前でも工事中でも)

※原則として、電話連絡がない場合は支給対象となりませんのでご注意下さい。 紀北広域連合 電話:0597-35-0888

(変更の例)〇手すりを追加する。

(例: 工事前申請時の書類には盛り込まれていない工事である場合。) 〇手すりの設置筒所の変更。

(例:図面、見積金額、写真撮影箇所に変更が生じる場合。)

〇被保険者が入院(入所・死亡)してしまった。

②紀北広域連合では変更の内容を確認し、ケアマネジャー等の必要理由書作成事業所(者)や工事業者に差し替えの書類を作成していただいたり、再度【事前申請】をお願いしたりします。

〈差し替えが想定される書類〉

- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書
- 工事概要書、図面
- 施工前の写真

変更の内容により差し替えいただく 書類は異なります

- ③差し替え書類の提出窓口は紀北広域連合のみです。
- ④【事前申請】で提出した書類のいずれかでも内容の変更がある時は、すぐに紀北 広域連合 介護保険係へ電話してください。

※事前申請でいただいた工事内容の一部が単に中止になる場合、連絡は不要です。その部分に関しては工事後申請の書類にて中止になったことを示してください。

#### 9.【事後申請】窓口

- 〇 紀北広域連合
- 〇 尾鷲市役所福祉保健課
- 〇 紀北町役場福祉保健課
- 〇 紀北町役場海山総合支所福祉環境室
- ① 窓口への持参者(届出者)は、被保険者本人、家族、ケアマネジャー、地域包括 支援センター職員、工務店のいずれでもよいです。
- ② 【事後申請】を尾鷲市役所や紀北町役場で行った場合、最終的な給付決定は紀北 広域連合で行う為、紀北広域連合より問合せの連絡を持参者に入れる場合があり ます。
- ③ 【事後申請】窓口は【事前申請】窓口と異なってもよいです。
- ④ 最終的な給付決定をおこなう紀北広域連合で書類を受理した後、給付費が振り込まれるまで約1ヶ月半から2ヶ月かかります。

#### 10.【事後申請】に必要な書類について

必須な書類		
1	住宅改修費支給申請書	
2	領収書	
3	工事費内訳書	
4	施工後の写真	

	場合により必要な書類
1	委任状

#### ★必須

- 〇 「住宅改修費支給申請書」
  - ・ 表面の「着工日」「完成日」「口座振込依頼欄」も記載する。
  - · 訂正箇所がある場合は、訂正印をおす。

#### ○ 本人宛ての領収書

- 給付費の支給は被保険者本人に対しておこなうので、宛名はあくまでも本人名にしてください。
- ・領収日が記載してあるか確認してください。記載していない場合、書類をお返しすることがあります。
- 領収書の金額は工事費内訳書または請求書と一致しているか確認してください。
- 件名には「介護保険分住宅改修費」と記載します。
- 対象工事以外もおこなった場合は、但書きの欄に「介護保険分工事〇〇〇円も 含む」と記載します。
- 3万円以上の工事の場合は収入印紙を貼ります。
- ・社印や代表者印の押印がされている。(担当者印では不可)

#### ○ 工事費内訳書(領収書の金額と一致しているもの)

- 工事費内訳書や請求書などの明細を添付します。
- 見積りどおり工事が行われた場合、書類の名称は「工事費内訳書」や「請求書」 に名称を変えて下さい。
- 事前申請のとき提出した見積書と同様、工事の内容が確認できるよう工事項目を詳しく記載してください。

#### ○ 施工後の写真(日付入り)

- 施工後の状態が確認できる写真が必要です。
- デジカメの写真も可ですが、日付が写真の枠の中に入るようにしてください。
- 黒板などに撮影日を書き一緒に写す場合は、現像した時読めるようはっきりと書いてください。

・写真は台紙に貼ってください。アルバムやバラでの提出は避けてください。

#### ★場合に応じて

- ○「委任状」(被保険者以外の□座に給付費を振り込む場合)
  - ・被保険者が給付金の受領の権限を代理人に委任するための書類です。
  - 代理人は原則同居家族とします。
  - ・申請人の印は、「住宅改修費支給申請書」で押印した同じ印鑑で押印してください。
  - 代理人の印鑑は押していなくても不備にはなりません。

#### 11. 家族が工事を行う場合

工事を施工業者に依頼するのではなく、家族が行うことができます。 家族が部材を買い揃え改修するのですが、その場合の手続きの流れは、1 ページ 目**住宅改修の相談から施工、給付費支給までの流れ**と基本的に同じです。

【事前申請】や【事後申請】に必要な書類も同様です。

ただし、支給申請できるのは部材費のみです。取り付けの手間代は工事費内訳書に記入できません。また、被保険者本人の名前が記載された領収書を、部材を購入した先で発行してもらいます。